

特別養子縁組に関する戸籍等の取扱いについて

第 1 特別養子縁組に関する戸籍の記載について

5 特別養子縁組が成立した場合には、裁判が確定した日から 10 日以内に、裁判の謄本を添付してその旨を届け出なければならない（戸籍法第 68 条の 2、第 63 条第 1 項）。

10 特別養子縁組の届出がされると、まず、同法第 20 条の 3 によって、養子が実親の戸籍（以下「**実親戸籍**」という。）から除籍されるとともに（別紙 1。出典は戸籍実務研究会編「初任者のための戸籍実務の手引き」（日本加除出版株式会社，改訂新版第 6 訂，2012）であり，別紙 2 及び 3 も同様である。），養子を筆頭者とする単独の新戸籍（以下「**新戸籍**」という。）が編製される（別紙 2。この時点で、養子の氏は養親の氏と同一となり，父母欄には養父母の氏名が記載される。）（注）。

15 その上で、同法第 18 条第 3 項によって、養子は、新戸籍から養親の戸籍（以下「**養親戸籍**」という。）に入籍する（別紙 3）。養親戸籍において、養子の続柄は、「長男」、「長女」のように実子と同様の記載がされる。

20 このように一度新戸籍を編製することで、養親戸籍に記載されている養子の欄には、「従前戸籍」として新戸籍（筆頭者は養親の氏を称する養子）が記載されることとなるため、養親戸籍の養子の欄には実親の氏名や、養子の元の氏（実親の氏）が記載されなくなり、一見すると養子縁組がなかったかのような外観となる。もっとも、養子の「身分事項」欄には、「民法 817 条の 2」と記載されるため、当該養子が特別養子であることを知る手がかりは残されている。

25

（注）養子が既に養親の戸籍に在るときは、新戸籍は編製されないこととなる（戸籍法第 20 条の 3 第 1 項ただし書）。

（参考条文）

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

30 **第十八条**（略）

2（略）

3 養子は、養親の戸籍に入る。

第二十条の三 第六十八条の二の規定によつて縁組の届出があつたときは、まず養子について新戸籍を編製する。ただし、養子が養親の戸籍に在るときは、この限りでない。

35

第六十三条 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添付して、その旨を届け出なければならない。その届

書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

2 (略)

第六十八条の二 第六十三条第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

5 第2 戸籍謄本等又は戸籍の附票の写しの交付について

1 戸籍謄本等の交付について

戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付を請求することができる(戸籍法第10条第1項)。

ただし、戸籍には、住所は記載されていないため(戸籍法第13条、戸籍法施行規則第30条)、戸籍に記載されている者の住所を知るためには、戸籍の附票(後記2)の写しの交付を請求しなければならない。

(1) 養子による請求について

15 養子が養親戸籍に記載されている場合を念頭に置くと、特別養子縁組における養子は、「戸籍に記載されている者」として、養親戸籍の謄本等の交付を請求ことができ、また、「その戸籍から除かれた者」として、新戸籍及び実親戸籍に係る戸籍謄本等の交付を請求することができる。

20 一方で、特別養子縁組が成立した場合には、もはや、養子は実親の「直系卑属」には当たらないから、実親が実親戸籍(特別養子縁組成立時のもの)から除籍されている場合には、養子は、原則として、それ以降に実親が入籍した戸籍に係る戸籍謄本等の交付を請求することができない(注)。

25 (2) 実親による請求について

実親は、特別養子縁組の成立以降は養子の「直系尊属」には当たらないから、新戸籍、養親戸籍等、特別養子縁組成立以降に養子が入籍した戸籍に係る戸籍謄本等の交付を請求することはできない(注)。

30 (注) 養子及び実親は、戸籍法第10条の2第1項各号に規定する場合には、戸籍謄本等の交付を請求することができる。

(参考条文)

○ 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)

35 **第十条** 戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。))を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

2及び3 (略)

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- 5 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合 権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- 10 三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

2～6 (略)

第十三条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

- 15 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 戸籍に入った原因及び年月日
- 四 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- 20 六 夫婦については、夫又は妻である旨
- 七 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- 八 その他法務省令で定める事項

○ 戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）

25 **第三十条** 戸籍法第十三条第八号の事項は、次に掲げるものとする。

- 一 戸籍法第十三条第一号から第七号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項
- 二 届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。）
- 30 三 報告の受附の年月日及び報告者の職名
- 四 請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日
- 五 他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名
- 六 戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日

35

2 戸籍の附票の写しの交付について

市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として、戸籍の附票（以下「附票」という。）を作成しなければならない（住民基本台帳法第16条第1項）、附票には住所が記載される（同法第

17条第3号)。そこで、特別養子縁組の成立後に、養子又は実親が相手の住所を知るためには、相手の附票の写しの交付を申し出る方法が考えられる。

5 しかしながら、附票の写しの交付を請求することができるのは、原則として、附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に限られる（同法第20条第1項）が、特別養子縁組の成立後は、養子と実親は、戸籍を異にするから、養親戸籍の附票には実親は記録されていないし、実親戸籍の附票には養子は記録されていない。また、養子は実親の「直系卑属」ではなく、実親は養子の「直系尊属」ではなくなる・したがって、養子と実親は、原則として相手の附票の写しの交付を請求することができないものと考えられる（注）。

(注)養子及び実親は、住民基本台帳法第20条第3項に定める者に該当する場合には、附票の写しの交付を申し出ることができる。

15 (参考条文)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
（戸籍の附票の作成）

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

20 2 （略）

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

25 一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所

四 住所を定めた年月日

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十六条において同じ。）を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

35 2 （略）

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

5

4及び5 (略)

以 上